平成２２年（フ）第４０５号
千葉市中央区仁戸名町539番地11
債務者　植草　典子
1　決定年月日時　平成22年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第４７１号
千葉県市川市大野町３丁目129番地３　エスタ大野105号
債務者　佐藤　智美
1　決定年月日時　平成22年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第４８６号
千葉県市原市惣社321番地
債務者　宮原　一之
1　決定年月日時　平成22年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第４９９号
千葉市稲毛区園生町337番地１　サンクレイドル稲毛306号
債務者　島津　弘美（旧姓市川）
1　決定年月日時　平成22年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第５００号
千葉市若葉区千城台北２丁目19番５棟305号
債務者　新山　正子
1　決定年月日時　平成22年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第５２６号
千葉市若葉区小倉台４丁目５番６棟403号
債務者　廣田　浩一
1　決定年月日時　平成22年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第５２７号
千葉市若葉区小倉台４丁目５番６棟403号
債務者　廣田美佐江（旧姓平良）
1　決定年月日時　平成22年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第５３１号
千葉県市原市桜台１丁目20番地５
債務者　浜田　多美
1　決定年月日時　平成22年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第５６３号
千葉市花見川区花見川９番18棟304号
債務者　飯塚　利夫
1　決定年月日時　平成22年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第５８３号
千葉県船橋市高根台３丁目２番186棟２号
債務者　川村　武男
1　決定年月日時　平成22年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第５８４号
千葉県船橋市高根台３丁目２番186棟２号
債務者　川村しず子
1　決定年月日時　平成22年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第５９８号
千葉県市原市磯ケ谷1499番地２　市営磯ケ谷第２住宅１棟103号
債務者　眞田　参臣
1　決定年月日時　平成22年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第３４号
鹿児島県鹿児島市下伊敷２丁目26番17―31号
債務者　上峯　　徹
1　決定年月日時　平成22年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第１９号
沖縄県島尻郡伊平屋村字我喜屋210番地　村営住宅18棟202号室
債務者　小助川直己
1　決定年月日時　平成22年５月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月25日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成２２年（フ）第２２号
沖縄県国頭郡本部町字瀬底1261番地　町営住宅瀬底団地203
債務者　安里世貴子
1　決定年月日時　平成22年５月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月25日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成２２年（フ）第９４号
北海道苫小牧市春日町３丁目11番13号
債務者　小野寺静子
1　決定年月日時　平成22年５月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第１０３号
北海道苫小牧市永福町２丁目13番28号
債務者　渡辺　茂子
1　決定年月日時　平成22年５月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部